

事業実施に当たっての留意事項について

訪問介護

【人員基準】

1 訪問介護員の配置不足

- 利用者が少なかったため、訪問介護員の員数が常勤換算方法で2.5人以上になっていない期間があった。
- 併設の有料老人ホームの介護職員として働いた時間を含めて常勤換算後の人数を算出していた。

- ・事業所ごとに、訪問介護員等（サービス提供責任者を含む）の員数は、常勤換算方法で2.5以上の数を確保すること。
- ・常勤換算方法で参入することができる「勤務時間延時間数」は、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間のみ。

2 サービス提供責任者の配置不足

- 常勤専従のサービス提供責任者が、他のサービスの業務（提携している有料老人ホームに常駐し夜勤業務等）に従事していた。
- 非常勤サービス提供責任者の勤務時間が0.5未満である。

- ・常勤の訪問介護員等であって専従のサービス提供責任者を、利用者の数に応じて1名以上配置すること。
- ・サービス提供責任者は、常勤専従が基本。（訪問介護の管理者との兼務可）
- ・1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、非常勤のサービス提供責任者を配置し、常勤換算方法による配置ができる。
なお、非常勤のサービス提供責任者は、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者（常勤換算方法で0.5以上の者）でなければならない。

※上記2点の指摘事項に関連して、資料14「住宅型有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について」も確認の上、人員配置の考え方、勤務時間の整理等について十分留意すること。

【設備基準】

1 設備に関する基準

- 手指洗浄場において、ペーパータオルではなく、併設の住宅の居住者とも共用のタオルが設置され使用されていた。

- ・訪問介護に必要な設備及び備品等を備えること。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

例) 手洗い場、消毒用アルコール、ペーパータオルの設置等

【運営基準】

1 重要事項の説明及び同意

- 重要事項説明書に必要な項目が漏れている。
- 重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。

- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、当該提供の開始について同意を得ること。
- ・重要事項説明書については、運営規程との不整合が散見されるので、作成にあたって留意すること。

2 受給資格等の確認

- サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。

- ・サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認すること。また認定更新後にも改めて確認すること。

3 心身の状況等の把握

- サービス提供開始時や計画変更等の際に把握した利用者の心身の状況について記録されていない。

- ・本人や家族との面談やサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況を把握するとともに、訪問介護計画の作成に当たり活用すること。

4 居宅介護支援事業者との連携

- 利用者の心身の状況の変化やサービス提供状況等について居宅介護支援事業者等との連携を図っていない。

- ・訪問介護等を提供するに当たっては、特に、介護支援専門員に対する訪問介護計画の提出や介護サービスの実施状況の報告により、利用者へのサービス提供状況の共通認識に努める等、連携を図ること。

5 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- 居宅サービス計画に基づかない訪問介護サービスが提供されている。

- ・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護計画を作成した上で、居宅サービス計画・訪問介護計画に沿ったサービスを提供しなければならない。
- ・居宅サービス計画、訪問介護計画、実際に提供する訪問介護の内容は整合していること。

6 サービス提供の記録

- サービス提供した際の、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記載していない。
- 利用者ごとに記録されていない。
- 実施したサービスの内容を記録していない。
- 身体介護1生活援助1のプランであるにも関わらず、サービス提供記録には生活援助のみ記載されていた。

- ・利用者の心身の状況の記載がなく、単にサービス内容を記載したものでは、記録として不十分であるので、今後のサービス提供に活かすために、利用者の心身の状況について把握したことについても記録すること。
 - ・訪問介護計画の実施状況を把握し、その結果を踏まえ必要に応じて計画の変更を行うためにも、サービス提供責任者はサービス提供後には、担当訪問介護員に必要な事項を漏れなく記入させ、サービス提供の内容を確認すること。
 - ・サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、介護報酬の請求内容を証明できるだけの内容の記録が必要。
- ※サービス提供記録がない場合には、過誤調整等の指導を行う。

7 自己評価

- 自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。
- 自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。

- ・自ら提供しているサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

8 訪問介護計画書の作成

- サービス提供責任者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成していない。
- 訪問介護計画の作成にあたり利用者に対してのアセスメントを行っておらず、援助の方向性や目標について、具体性・個別性に欠けている。
- 訪問介護計画を作成しないままサービスを提供していた。

- ・サービス提供責任者は、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって、解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

□アセスメント □援助目標 □担当訪問介護員 □サービスの具体的内容 □所要時間・日程

- 訪問介護計画の作成に当たって、居宅サービス計画の交付を受けていない。更新・変更された居宅サービス計画の交付を受けていないため、居宅サービス計画に沿った内容となっていない。
- 居宅サービス計画に基づかないサービスを位置付けている。
- 訪問介護計画は作成しているが、提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対し説明が行われておらず、同意も得られていない。
- 訪問介護計画を利用者に交付していない。
- 訪問介護計画の作成後、サービス内容等に変更があっても見直しをしていない。

- ・訪問介護計画書は居宅サービス計画の内容に沿ったものでなければならない。
- ・サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族に対してその内容を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、訪問介護計画書を利用者へ交付しなければならない。
- ・サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。

9 管理者及びサービス提供責任者の責務

〈管理者〉

- 管理者が訪問介護員としての業務に忙殺され、管理者の本来業務（従業者及び業務の一元的管理、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるための指揮命令等）の遂行に支障が生じている。
- 管理者が従業者の勤務状況や訪問介護の業務内容を把握していない。

- ・管理者は、事業所の責任者として、従業者及び業務の一元的な管理を行わなければならない。
- ・管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。
- ・管理者が訪問介護員としての業務を行う場合は、本来業務に支障がないように留意すること。

〈サービス提供責任者〉

- サービス提供責任者がサービス提供責任者の責務を把握していない。
- 訪問介護員としての業務が、サービス提供責任者の本来業務の遂行に支障をきたし、サービス提供責任者の責務を果たしていなかった。

【サービス提供責任者の責務】

- 訪問介護の申込みに係る調整
- 訪問介護計画の作成、説明、同意、交付、変更等
- 利用者の状況の変化及びサービスに関する意向の定期的な把握
- サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者等との連携
- 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報伝達
- 訪問介護員等の業務の実施状況の把握
- 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理
- 訪問介護員等に対する研修、技術指導等
- その他サービス内容の管理について必要な業務

10 運営規程

- 運営規程に定められている内容（従業員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域、交通費の設定等）が実態と整合していない。

- 実態と整合性をとり、必要に応じ運営規程を変更し、県へ変更届を提出すること。
- 運営規程に利用者の自己負担割合の記載があり「1割または2割」のままになっている場合には、変更が必要となるので注意すること。（※3割を追加すること）

1.1 勤務体制の確保等

- 毎月の勤務予定表を作成していない。
- 勤務予定表が事業所ごとに作成されていない。
- 勤務予定表に、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種・職務の内容、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等が明記されていない。
- 研修の機会を確保していない。

- 管理者を含む全ての従業員について、事業所ごとに、原則月ごとに勤務表を作成し、保存すること。
- 従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係を明記すること。
- 従業員の資質向上のために、研修の機会を確保すること。

1.2 秘密の保持等

- 従業員の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業員等との雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われていない。
- 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者からは文書による同意を得ていたが、利用者家族からは同意を得ていない。

- ・従業員（退職後も含む）が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ・サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合に備えて、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。
- ・利用者だけではなく家族の同意欄も設けた様式にすること。

1.3 会計の区分

- 事業所ごと、サービスの種類ごとに会計が区分されていない。

- ・事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの種類ごとに会計を区分すること。

1.4 記録の整備

- 退職した従業員に関する諸記録を従業員の退職後すぐに廃棄している。
- 訪問介護計画を変更したら、以前の訪問介護計画を廃棄している。
- 契約解除になった利用者の記録をすぐに廃棄している。

- ・従業員、設備備品及び会計に関する諸記録を整備すること。
- ・利用者に対する訪問介護サービスの提供記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。
 - ①訪問介護計画書
 - ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③市町への通知に係る記録
 - ④苦情の内容等の記録
 - ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【介護給付費の算定】

1 所要時間の取扱い

- 介護報酬の算定時間が訪問介護計画に明示された標準的な時間となっていない。

- ・所要時間については、サービスに現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間を算定すること。

2 20分未満の身体介護

- 単なる本人の安否確認や健康チェック、声かけ等のサービス提供のみ行い、所要時間20分未満の身体介護を算定している。

- ・20分未満の身体介護は、在宅の利用者の生活にとって定期的に必要な排泄介助、体位変換、服薬介助、起床介助、就寝介助等の短時間の身体介護を想定している。訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できない。

【算定要件等】（身体介護（20分未満））

『従来型』※前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けるもの

- 身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置づける
 - ・全ての訪問介護事業所において算定が可能
 - ・前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることが必要

『頻回型』※前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの

- 頻回の訪問（前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの）については、以下の全ての要件を満たす場合に算定する。

〈利用対象者〉

- ・ 要介護1から要介護2の者であって日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、ⅣまたはMに該当する利用者または認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクBランク以上の利用者
- ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議が、提供日の属する月の前3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む所要時間が20分未満の身体介護が必要と認められた者

〈体制要件〉

- ・ 常時、利用者または家族等からの連絡に対応できる体制がある
- ・ 次のいずれかに該当すること。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けようとする計画を策定している（要介護3～5の利用者に限る。）

- 頻回の訪問を含む20分未満の身体介護算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ（1）（訪問看護サービスを行わない場合）のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度とする。なお、頻回の訪問の要件を満たす事業所の利用者であっても、当該月において頻回の訪問を含まない場合は、当該算定上限を適用しない。

Q 「概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算する。」とあるが、20分未満の身体介護中心型を算定する場合にも適用されるのか。

A 一般の訪問介護事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画を有しないもの）については、20分未満の身体介護中心型を含め、概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所定単位数を合算する。

一方、頻回の訪問を行うことができる指定訪問介護事業所については、20分未満の身体介護に限り、前後の訪問介護との間隔が概ね2時間未満であっても、所要時間を合算せず、それぞれのサービスの所要時間に応じた単位数が算定される。

したがって、20分未満の身体介護の前後に行われる訪問介護（20分未満の身体介護中心型を算定する場合を除く。）同土の間隔が概ね2時間未満の間隔である場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。

1 一般の訪問介護事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画を有しない）

（ケース1）

身体介護 20分以上30分未満 【25分】(a)	← 2時間未満 (合算する) →	身体介護 20分未満 【15分】(b)	← 2時間以上 (合算しない) →	身体介護 20分以上30分未満 【25分】(c)
--------------------------------	---------------------	---------------------------	----------------------	--------------------------------

次の訪問介護費を算定 ① 30分以上1時間未満（a）＋（b） 387単位
② 20分以上30分未満（c） 244単位

（ケース2）

身体介護 20分以上30分未満 【25分】(a)	← 2時間以上 (合算しない) →	身体介護 20分未満 【15分】(b)	← 2時間以上 (合算しない) →	身体介護 20分以上30分未満 【25分】(c)
--------------------------------	----------------------	---------------------------	----------------------	--------------------------------

次の訪問介護費を算定 ① 20分以上30分未満（a）及び（c） 244単位×2回
② 20分未満（b） 163単位

2 頻回の訪問を行う訪問介護事業所（定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画有）

（ケース3）

身体介護 20分以上30分未満 【25分】(a)	← 2時間未満 (合算しない) →	身体介護 20分未満 【15分】(b)	← 2時間未満 (合算しない) →	身体介護 20分以上30分未満 【25分】(c)
← 2時間未満 (合算する) →				

次の訪問介護費を算定

- ① 30分以上1時間未満（a）＋（c） 387単位
② 20分未満（b） 163単位

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（H27.4.1）問12】

※単位数のみ、令和6年度からの単位数に修正

3 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（同一建物等減算）

- 有料老人ホームに併設された訪問介護事業所が、当該有料老人ホームの入居者へサービスを提供していたが、減算していなかった。

- ・訪問介護事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者へサービスを提供する場合は、当該建物に居住する利用者の数が50人未満の場合は所定単位の100分の90に相当する単位数を、50人以上の場合は所定単位の100分の85に相当する単位数を算定すること。この場合は、当該建物に居住する利用者の人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算すること。
- ・離れた場所にある建物についても、同一の建物に居住する利用者が、1月当たり20人以上の場合は、減算の対象となること。

《事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物》

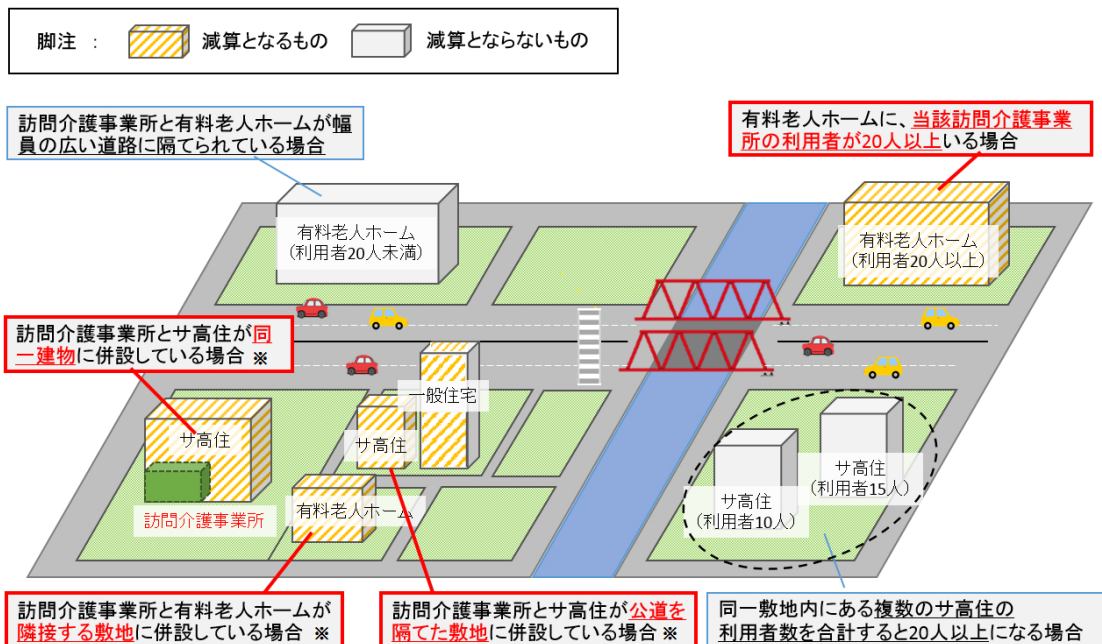
具体的には

- ①当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下で繋がっている場合
- ②同一敷地内にある別棟の建物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合
- ③なお、サービス提供の効率化につながらない場合には該当しないものであること。
（例）隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない 等

《当該建物に居住する利用者数の考え方》

- ①利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。
- ②1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た数とする。（小数点以下切り捨て）
- ③同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで別棟の隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

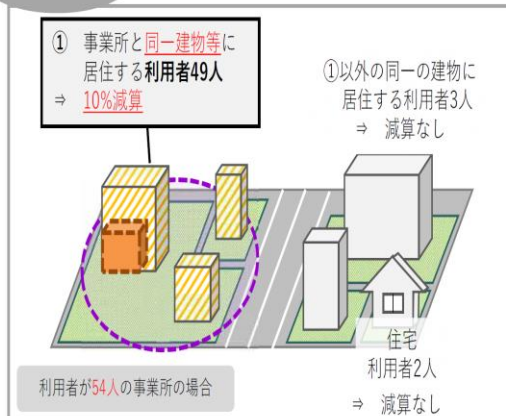
【参考】同一建物等に居住する利用者へのサービス提供に係るイメージ図



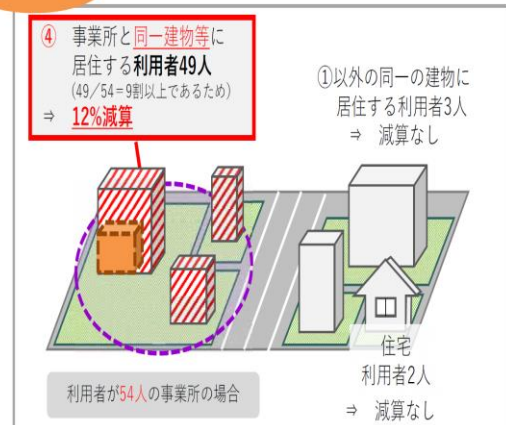
<令和6年度介護報酬改定での減算の追加>

単位数・算定要件等	
<現行>	
減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<改定後>	
減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

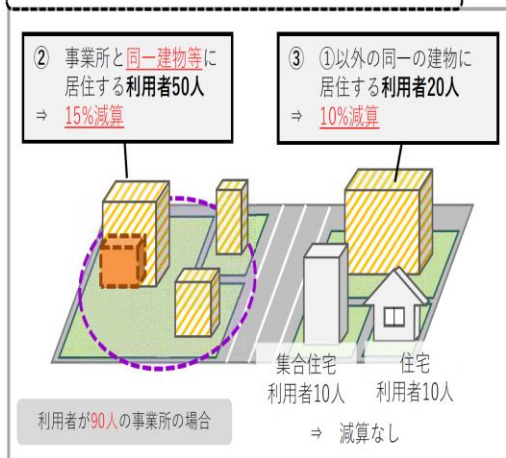
現行(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの

Q 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

A 集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価するものとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算の対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1.1）（H27.4.1）問6】

※平成30年度報酬改定で対象となる建物に制限がなくなった

Q 集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

A サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1.1）（H27.4.1）問11】

Q 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

A 算定月の実績で判断することとなる。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1.1）（H27.4.1）問7】

Q 同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

A この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（H27.4.1）問8】

4 2人の訪問介護員等による提供

- 事業所の都合で2人の訪問介護員による訪問介護を提供し、請求している。
- 利用者又はその家族の同意を得ていない。

・同時に2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又は家族の同意を得ている場合で、次のいずれかに該当する場合は、訪問介護計画に位置付けた上で行うこと。

- ①利用者の身体的な理由等により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して①又は②に準ずると認められる場合

5 初回加算

- 初回加算の算定にあたって、新規に訪問介護計画が作成されていない、または、訪問介護計画の作成が遅れている。
- サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合に、その旨を記録していない。

・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合に限り、算定することができる。
（利用者が過去2月間（暦月）に、当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定することができる）

6 特定事業所加算

- 特定事業所加算の算定要件である事項が実施されていない。

・特定事業所加算の算定にあたり、体制要件（計画的な研修の実施、会議の定期的な開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期健康診断の実施、緊急時における対応方法の明示）について、実施し記録すること。

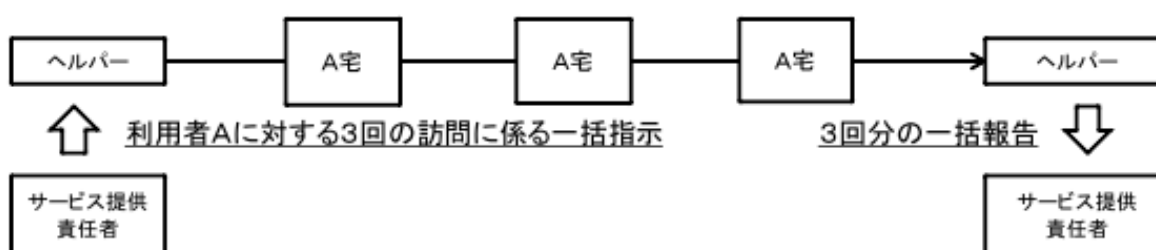
- 算定要件の、サービス提供責任者からの訪問前の文書等（直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAXやメール等も可）による指示及びサービス提供終了後の訪問介護員からの報告について、記録が適切に保存されていない。

- ・サービス提供責任者は、サービス提供前に、担当する訪問介護員に留意事項等を文書等の確実な方法で伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、訪問介護員から適宜報告を受けること。なお、この報告内容については、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければならない。

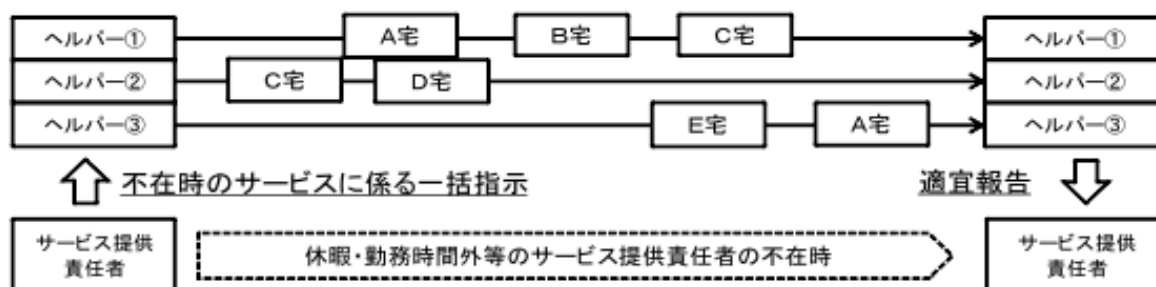
Q 特定事業所加算の体制要件として、サービス提供責任者が訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることとされているが、毎回のサービスごとに行わなければならないのか。

A サービス提供責任者は、サービス提供前に訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、事後に訪問介護員等からの報告を適宜受けることとしているが、下図AからCまでに示す場合については、サービス提供責任者が文書等による事前の指示を一括で行い、サービス提供後の報告を適宜まとめて受けることも可能である。

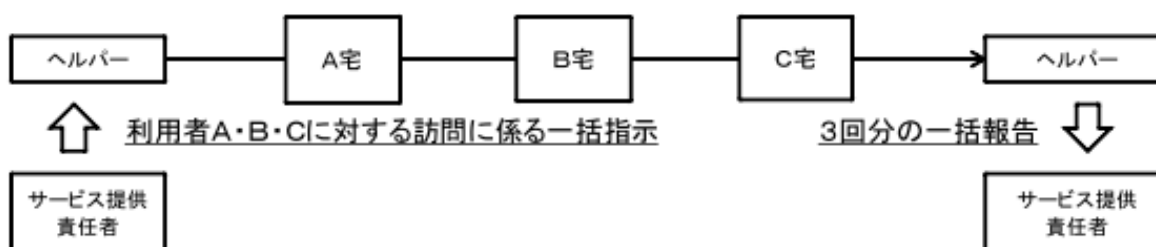
（図A） 1人の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合



（図B） サービス提供責任者が不在である場合



（図C） 1人の訪問介護員等が複数の利用者に1回ずつ訪問する場合



【国：平成24年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1（H24.3.16）問13】

【訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合の人員基準】

厚生労働省老健局振興課確認済

『例１：訪問介護と訪問介護相当サービスを一体的に行う場合』

訪問介護	訪問介護相当のサービス
利用者：３０人	利用者：３０人

《必要人員》

管 理 者：常勤・専従１人以上 ※１

サービス提供責任者：２人以上（常勤換算１．５人以上）※２

訪 問 介 護 員 等：常勤換算２．５人以上

※１ 支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能

※２ 常勤の訪問介護員等のうち、利用者４０人に１人以上（一部非常勤職員も可能）

[サービス提供責任者の考え方]

訪問介護	現行の訪問介護相当のサービス
利用者：３０人	利用者：３０人

２人以上（常勤換算１．５人以上）

⇒ サービス提供責任者は最低２人必要。

（例） 常勤専従１人（常勤換算１．０人）、非常勤１人（常勤換算０．５人）の場合、基準を満たす。

[訪問介護員等の考え方]

訪問介護	現行の訪問介護相当のサービス
利用者：３０人	利用者：３０人

常勤換算２．５人以上

⇒ 訪問介護と現行の訪問介護相当のサービス分を合わせて常勤換算２．５人以上を満たす人員が必要。

『例２：訪問介護と緩和した基準によるサービスを一体的に行う場合』

訪問介護	緩和した基準によるサービス
利用者：３０人	利用者：１０人

＜必要人員＞

管 理 者：常勤・専従１人以上 ※１

サービス提供責任者：１人以上 ※２ ※３

訪問事業責任者（仮称）：必要数 ※４

訪 問 介 護 員 等：常勤換算２．５人以上（※３）＋必要数（※４）

※１ 支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能

※２ 常勤の訪問介護員等のうち、利用者４０人に１人以上（一部非常勤職員も可能）

※３ 訪問介護分

※４ 緩和した基準によるサービス分

[サービス提供責任者（訪問事業責任者）の考え方]

訪問介護	緩和した基準によるサービス
利用者：３０人	利用者：１０人

１人以上

必要数

利用者の合計は４０人であるが、サービス提供責任者（訪問事業責任者）は各基準を満たすようそれぞれに配置する必要がある。

⇒ サービス提供責任者１人と訪問事業責任者（必要数）が必要。

[訪問介護員等の考え方]

訪問介護	緩和した基準によるサービス
利用者：３０名	利用者：１０名

常勤換算２．５人以上

必要数

勤務時間数等について、訪問介護と緩和した基準によるサービス分に分けて考える必要があり、訪問介護部分のみで常勤換算２．５人以上を満たす必要がある。

⇒ 訪問介護分の常勤換算２．５人以上とは別に、緩和した基準によるサービス分の必要数の人員が必要。

『例３：訪問介護と現行の訪問介護相当サービスと緩和した基準によるサービスを一体的に行う場合』

訪問介護	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス
利用者：２０名	利用者：１０名	利用者：１０名

＜必要人員＞

管 理 者：常勤・専従１名以上 ※１

サービス提供責任者：１名以上 ※２ ※３

訪問事業責任者（仮称）：必要数 ※４

訪 問 介 護 員：常勤換算２．５人以上（※３）＋必要数（※４）

※１ 支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能

※２ 常勤の訪問介護員等のうち、利用者４０人に１人以上（一部非常勤職員も可能）

※３ 訪問介護分

※４ 緩和した基準によるサービス分

[サービス提供責任者（訪問事業責任者）の考え方]

訪問介護	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス
利用者：２０名	利用者：１０名	利用者：１０名

１人以上

必要数

利用者の合計は４０人であるが、サービス提供責任者（訪問事業責任者）は各基準を満たすようそれぞれに配置する必要がある。

⇒ サービス提供責任者１人と訪問事業責任者（必要数）が必要。

[訪問介護員等の考え方]

訪問介護	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス
利用者：２０名	利用者：１０名	利用者：１０名

常勤換算２．５人以上

必要数

勤務時間等について、訪問介護、現行の訪問介護相当のサービス分と緩和した基準によるサービス分に分けて考える必要があり、訪問介護と現行の訪問介護相当サービス分のみで常勤換算２．５人以上を満たす必要がある。

⇒ 訪問介護と現行の訪問介護相当のサービス分の常勤換算２．５人以上とは別に、緩和した基準によるサービス分の必要数の人員が必要。